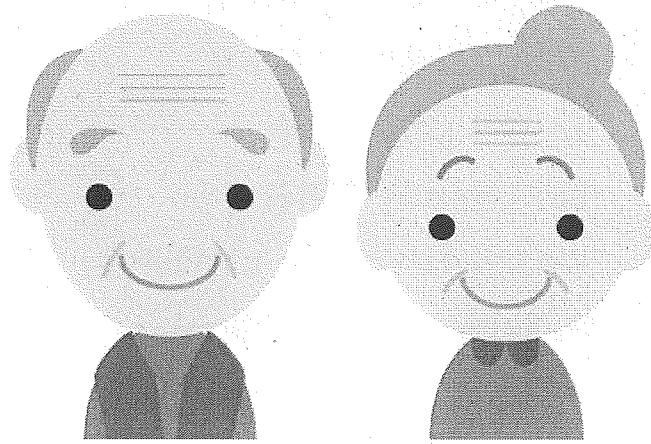


いの町高齢者福祉サービス

ガイドブック



令和6年4月改訂

目 次

在 宅 他

○	○
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
	○
	○
	○
	○

高齢者補聴器購入費助成事業	1
高齢者等紙オムツチケット交付事業	3
家族介護支援金支給	4
緊急通報システム(安心ネットワーク)	5
老人福祉電話設置事業	6
SOSネットワーク事業	7
認知症高齢者等位置探索システム端末機貸与事業(GPS)	8
住宅改造支援事業費補助金	9
生きがい活動支援通所事業	10
成年後見制度町長審判請求	11
成年後見制度利用支援事業	12
シルバーハウス	13
生活支援ハウス 朝霧荘(本川)	14
生活支援ハウスディサービス利用(本川)	15
老人福祉法に基づく老人ホームへの措置入所	16

連絡先

ほけん福祉課 高齢福祉係	(088)893-3810
いの町地域包括支援センター	(088)893-0231
吾北総合支所 住民福祉課	(088)867-2300
本川総合支所 住民福祉課	(088)869-2112

高齢者補聴器購入費助成事業

内容は

聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援するため、補聴器本体の購入費用の一部を助成します。

対象者は

- ・町内に住所を有し、満 65 歳以上の高齢者
- ・いの町に納付すべき債務を滞納していない者
- ・両耳聴力が 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中等度難聴であって、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する都道府県知事が指定した医師であって、聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師により補聴器の必要性を認め証明を受けることができる者（ただし、40 デシベル未満でも医師が必要性を認める場合は対象）
- ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない者

助成金額

補聴器 1 台分の購入費用（上限 3 万円）※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象外です。

申請の流れ

①申請書の入手

「いの町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）をほけん福祉課窓口で入手、または下記から申請書様式をダウンロードしてください。



②耳鼻咽喉科を受診

申請書を持参し指定の耳鼻咽喉科を受診してください。申請書の「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。（診察料、証明料は自己負担となります。）



③申請書をほけん福祉課へ提出

補聴器販売事業者が作成した補聴器の本体の購入費用がわかる見積書

を添付してください。



④助成金の交付
決定

ほけん福祉課で審査後、助成金の交付の可否を通知します。

上記対象者の要件に該当しない場合は、不交付となります。



⑤補聴器を購入し、請求書をほけん福祉課へ提出

助成金の交付決定を受けた方は、速やかに補聴器を購入し、「いの町高齢者補聴器購入費助成金請求書」をほけん福祉課へ提出してください。

補聴器本体の購入費用額がわかる領収書の原本（領収書の宛名は申請者と同一の氏名の記載があるものに限ります。）



⑥助成金の振込

申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みします。

注意事項

- ・助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。
- ・補聴器購入費用はいったん全額自己負担となります。
- ・請求書は助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までに提出してください。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

在宅高齢者等紙オムツチケット交付事業

内容は

下記の支給要件に当てはまる方に、年間上限2万4千円分の紙オムツチケットを交付します。

交付を受けられるのは

- いの町に住所を有する者で、次の各項目に該当する者
- (1)要介護認定判定結果が要介護2以上の者、もしくは要介護2相当であると町長が認めた者
- (2)いの町に納付すべき債務を滞納していない者
- (3)町民税が非課税である者
- (4)在宅生活（ケアハウス等施設は除く。）を3か月以上継続し、その間、常に紙オムツを使用している者（パットのみ、予防的な場合は対象外。）

※在宅生活を3か月以上継続とは・・・申請時、直近3ヶ月の間継続して在宅であり、その間1日でも入院・入所があれば継続とはなりません。

利用までの手続き

- (1)交付申請
- (2)書類審査等
- (3)交付決定、オムツチケットの交付

提出書類

- (1)申請書
- (2)介護保険被保険者証の写し、又は要介護認定結果通知書の写し

チケット交付後の注意事項

チケット交付後においても、ショートステイ利用、介護施設等への入所、医療入院中は使用できませんが、在宅に戻られた時にご使用ください。在宅に戻られないことが確定した場合は下記へ返還ください。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係

いの町地域包括支援センター

家族介護支援金支給

内容は

下記の要件に該当する介護者に月額1万円の支援金を支給します。

受給できるのは

要介護高齢者等(要介護認定において要介護2以上の者、若しくは要介護2相当であると町長が認めた者)を※在宅(ケアハウス等施設は除く。)で3か月以上継続して介護している介護者で、次の各項目に該当する者

- (1)いの町に住所を有する者
- (2)いの町に納付すべき債務を滞納していない者

※在宅生活を3か月以上継続とは・・・申請時、直近3ヶ月の間継続して在宅であり、その間1日でも入院・入所があれば継続とはなりません。

利用までの手続き

- (1)支給申請
- (2)書類審査等
- (3)支給決定

※支給月に3か月まとめて支給します。支給月は1月、4月、7月、10月です。

提出書類

- (1)申請書
- (2)介護保険被保険者証の写し、又は要介護認定結果通知書の写し
- (3)介護者と要介護高齢者が同一世帯でないときは、民生委員による介護証明書

支給決定後の注意事項

支給決定後においてもショートステイ利用、介護施設等への入所、医療入院の合計割合が月の5割以上となった月は支給されません。

※(例) 1月は(31日)合計が16日以上になると支給されません。

2月は(28日の場合)合計が14日以上になると支給されません。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

緊急通報システム（安心ネットワーク）

内容は

急に身体の具合が悪くなった時や、災害等の緊急時に、電話回線を活用した通報装置のボタンを押すと安心センターに通報され、あらかじめ登録している近所の協力員等に連絡などの対応及び安否確認、相談業務を行います。

利用できるのは

次に掲げる者で、いの町に住所を有し、町長が必要と認める者

- (1)おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2)ひとり暮らしの障害者
- (3)前 2 号に準ずると町長が認めた者(当該者の属する世帯がおおむね 65 歳以上の高齢者世帯及び昼間独居の高齢者等)

利用料金は

緊急通報装置の機器利用料(レンタル)として月額の個人負担が必要です。

(機器の種類によって負担額は異なります。)

※ 通報には電話回線を利用しますので、通話料がかかります。

利用までの手続き

- (1)事業利用申請
- (2)家庭訪問等による調査
- (3)利用決定後、装置の取付け

注意事項

緊急時に対応可能な近所の協力員を 2 名以上確保してください。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係

いの町地域包括支援センター

老人福祉電話設置事業

内容は

65歳以上で低所得の独居高齢者に対して福祉電話を貸与し、関係機関及び地域住民の協力を得て安否の確認を行います。

対象者は

おおむね 65歳以上の低所得のひとり暮らしの者等(原則として所得税を課せられていない者)で、安否の確認を行う等、福祉電話の必要が認められる者

利用料金は

基本料、配線料以外の費用については個人負担とします。

利用までの手続き

- (1)貸与申請
- (2)家庭訪問等による調査
- (3)貸与の決定、福祉電話の貸借に関する契約の締結

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

SOSネットワーク事業

内容は

認知機能の低下により、自力で帰宅が困難になる可能性がある高齢者、障害者、及び障害児（以下「認知症高齢者等」という。）について、行方不明となつた際早期に発見、保護できるよう、関係機関等に共有するための情報を登録します。関係機関は以下の通りです。

- (1) 土佐警察署
 - (2) 仁淀消防組合
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) いの町社会福祉協議会
 - (5) 介護保険事業所
 - (6) その他町長が必要と認める機関
- } 見守り協力員

登録できるのは

- (1) いの町に住所があり、在宅生活をしている方
- (2) 認知機能に支障があると診断されている高齢者や障害者

登録までの手続き

- (1) 登録申請
- (2) 訪問調査等
- (3) 登録

利用料金は

無料です。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

認知症高齢者等位置探索システム端末機貸与事業

内容は

認知機能の低下などにより、外出などの際、帰宅したくてもひとりで帰宅することが難しくなった認知症の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）を介護している家族に対し、GPS 端末を貸与します。

（※専用の靴に入る GPS です。靴は自費購入です）

利用できるのは

次のいずれかに該当する者

- (1) いの町に住所を有する認知症高齢者（おおむね 65 歳以上）を、在宅で介護する者
- (2) 前号相当であると町長が認める者

利用までの手続き

- (1) 貸与申請
- (2) 書類審査等
- (3) 貸与決定（誓約書を提出後、端末を窓口で受け取ってください）

利用料金は

月額 700 円（税別）

注意事項

端末の位置情報を確認するためには、インターネットに接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォン等が必要です。

※通信料は個人負担です。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

住宅改造支援事業費補助金

内容は

居住する住宅を身体の状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する費用を補助します。

利用できるのは

いの町に住所を有し、住宅改造を必要とする次の各項目に該当する者を含み、かつ、世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が30万円未満であり、県・町税の滞納がない者。

- (1)介護保険認定の要支援から要介護の判定を受けた者
- (2)身体障害者手帳の交付を受けた者で身体上の障害が1級又は2級の者
- (3)介護保険制度における要支援、要介護の認定をうけておらず、かつ、単身の高齢者又は夫婦のみで居住している65歳以上の者（以下一般高齢者という）
※ (1)(2)の要介護者等の場合は、介護保険の住宅改修費の受給が可能な者を含む世帯については、住宅改修費を優先させるものとします。
※ (3)一般高齢者の場合は、介護保険法における住宅改修の範囲になります。

補助率及び補助額の範囲

補助基準額は要介護者等が1件当たり100万円、一般高齢者が1件当たり30万円を上限とし、総工事費と補助基準額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て)とします。

ただし、生活保護法による被保護世帯については、補助率を10分の10とします。

申請手続き

- (1)補助金交付申請
- (2)申請後に、交付決定通知
- (3)着工
- (4)工事完了後、補助事業の実績報告及び支給申請

注意事項

- (1)交付申請から交付決定通知まで1~2か月かかります。
- (2)交付決定後に着工してください。
- (3)要介護・要支援認定者は居宅介護支援専門員を通じて申請してください。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係

いの町地域包括支援センター

生きがい活動支援通所事業

内容は

日頃家庭に閉じこもりがちな虚弱高齢者や障害者に共通の趣味を通じた仲間づくりの場を提供し、互いに支えあう自主的なグループの育成を図り、生きがいを持って生活できるよう支援します。

◎ 実施主体は各自主グループです。

利用できるのは

いの町に住所を有する者で、次の各号に該当する者

- (1)虚弱な高齢者又は障害者で基本的に自分の身の回りの事ができ、自主活動が可能な者
- (2)送迎中、自主活動中に介助なしで過ごせる者

利用料金は

無料です。

※ グループによって会費・材料実費を集めます。

利用までの手続き

- (1)参加希望の連絡
- (2)家庭訪問等による調査
- (3)利用申請
- (4)利用決定、サービス利用の開始

グループ名	活動日	活動時間	活動場所
なかよし体操①	毎月曜日	10:00~11:30	すこやかセンター伊野内
機織り	毎月曜日	10:00~11:30	いの町総合健康センター
なかよし体操②	毎水曜日	9:30~11:00	いの町総合健康センター

ご相談・申請は

いの町地域包括支援センター

成年後見制度町長審判請求

内容は

認知症等の理由により事理弁識能力の十分でない高齢者等が不利益を被らないよう、老人福祉法に規定する審判の請求を行います。

要件は

次に掲げる事項を総合的に考慮して行う。

- (1)本人の事理を弁識する能力
- (2)本人の生活状況及び健康状況
- (3)本人の親族で、2親等以内のものの存否並びに2親等以内親族による保護の可能性及び2親等以内親族が審判請求を行う意志の有無
- (4)行政機関が行う各種の施策及びサービスの活用による支援策の効果

対象者は

本人が認知症高齢者等で、かつ2親等以内親族がいないもの又は2親等以内親族が居所不明の状況にあるもの、2親等以内親族が審判請求の申立てを拒否しているもの。

費用は

審判請求により家庭裁判所において審判が行われ、後見人、保佐人、補助人が選任されたときは、当該審判請求に要した費用について、当該後見人等を通じて本人に当該費用を請求します。審判請求に要する費用は1万円～10万円程度です。

ご相談は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

成年後見制度利用支援事業

内容は

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、助成金を交付します。

対象者は

いの町成年後見制度町長審判請求手続き等に関する要綱に従い町長が審判請求を行う者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1)生活保護を受けている者
- (2)資産及び収入の状況から前号に準じると認められる者
- (3)その他当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者

助成対象費用は

審判の請求に要する費用及び後見人、保佐人、補助人の報酬の全部又は一部とします。

ご相談は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

シルバーハウス

所在地

いの町 6032 番地 3

入居できるのは

65 歳以上の虚弱な高齢者で次の各項目に該当する者。

- (1) 単身世帯又は夫婦世帯及び同居人が 2 親等以内の親族で 2 人世帯であること。
ただし、やむを得ない理由により町長が認める者は、その限りでない。
- (2) 現に住宅に困窮し、又は借家等で何らかの支援を受けにくい居住環境等により在宅生活に苦慮していることが明らかな者であること。
- (3) いの町に住所を有する者であること。

使用料は

世帯の収入額に応じて

- 1 人世帯は月額 4,000 円～20,000 円
2 人世帯は月額 4,800 円～24,000 円

入居までの手続き

- (1) 入居申込
- (2) 家庭訪問等による調査
- (3) 入居決定

注意事項

- (1) 募集は広報誌掲載により行います。
- (2) 入居の手続きにあたっては、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人が 2 名の連署する誓約書の提出が必要です。
- (3) 使用料は毎月末日に本人口座より引き落としとなります。

ご相談・申請は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター

生活支援ハウス 朝霧荘

所在地

いの町長沢254番地20

入居できるのは

次の各号を満たす者の中から町長が決定する。

- (1)おおむね60歳以上の者(夫婦・兄弟・姉妹の場合一方が60歳未満でも可)
- (2)自分の家がなく、他に世話をする者がいない者
- (3)家庭の事情等により、家族と同居できない者
- (4)自分の身のまわりのことができる者
- (5)前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

※ 対象者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、入居できないものとする。

- (1)伝染性疾患を有する者
- (2)現に疾病にかかり、又は負傷したため治療を受ける必要がある者
- (3)その他町長が不適当と認めた者

使用料は

世帯の収入額に応じて

月額0円～50,000円

利用申請について

申請は隨時受け付けています。申請書に誓約書を添えて申請して下さい。

ご相談・申請は

本川総合支所 住民福祉課 869-2112

生活支援ハウスデイサービス利用

内容は

(1) 基本サービス

- ア 健康チェック
- イ 給食サービス
- ウ 入浴サービス
- エ 休養
- オ 生活指導
- カ 日常動作訓練
- キ 送迎サービス

(2) 訪問給食サービス

利用できるのは

介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による通所介護に係る居宅サービス又は居宅支援サービスを受ける者若しくはいの町に居住するおおむね65歳以上の者であって、身体が虚弱等のため、在宅で介護や支援を要する者等

利用料金は

世帯の収入額に応じて

通所介護サービスは500円～1,000円

訪問給食サービスは200円～400円

利用までの手続き

- (1) 誓約書を添付し、利用登録申請書を提出
- (2) 家庭訪問等による調査
- (3) 登録決定、サービス利用の開始

ご相談・申請は

本川総合支所 住民福祉課 869-2112

老人福祉法に基づく老人ホームへの措置入所

内容は

65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認めたときは、当該高齢者の養護老人ホームへの入所を委託します。

また、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、当該高齢者の特別養護老人ホームへの入所を委託します。

入所措置の基準

入院加療をする病態でないこと、かつ伝染性疾患を有し、他の被措置者に伝染させる恐れのない者で次の各項目に該当する者。

- (1)入所判定調査票による日常生活動作事項のうち、一部介助が1項目以上あること。
- (2)入所判定調査票による精神障害の問題行動が軽度であること。
- (3)高齢者の養護を行う養護者等がないか、あっても適切に行うことができないと認められること。
- (4)住居がないか、あってもそれが狭いである等環境が劣悪な状態にあるため、高齢者の心身を著しく害すると認められること。
- (5)高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けている、または高齢者及びその者の属する世帯の生計中心者が、地方税法に規定する市町村民税の所得割を課せられていないこと。

負担金は

高齢者及び扶養義務者の収入額に応じて0円～140,000円

ご相談は

ほけん福祉課高齢福祉係
いの町地域包括支援センター